

(2) 改定の対象契約

上記(1)の改定は、「新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の施行日である2021年2月13日に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- 2021年2月13日が保険期間に含まれる契約
- 2021年2月13日以降保険始期契約

(3) 特約の変更内容(現行の特約を下記のとおり読み替えて適用します。)

① 個人向け商品(各種傷害保険)

■ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

(下記読替えに伴い、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」は廃止)

読替前	読替後																
<p>第1条(用語の定義)</p> <p>この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td></tr><tr><td>特定感染症</td><td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症または同条第4項に定める三類感染症をいいます。</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><以下省略></td></tr></tbody></table>	用語	定義	<中略>		特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症または同条第4項に定める三類感染症をいいます。	<以下省略>		<p>第1条(用語の定義)</p> <p>この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td></tr><tr><td>特定感染症</td><td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症もしくは同条第4項に定める三類感染症または同条第7項第3号に定める<u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u>をいいます。 (注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(注2)であるものに限ります。 (注2) 令和2年1月に、<u>中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの</u>に限ります。</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><以下省略></td></tr></tbody></table>	用語	定義	<中略>		特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症もしくは同条第4項に定める三類感染症または同条第7項第3号に定める <u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> をいいます。 (注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(注2)であるものに限ります。 (注2) 令和2年1月に、 <u>中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの</u> に限ります。	<以下省略>	
用語	定義																
<中略>																	
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症または同条第4項に定める三類感染症をいいます。																
<以下省略>																	
用語	定義																
<中略>																	
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症もしくは同条第4項に定める三類感染症または同条第7項第3号に定める <u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> をいいます。 (注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(注2)であるものに限ります。 (注2) 令和2年1月に、 <u>中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの</u> に限ります。																
<以下省略>																	

② 企業向け商品

【改定約款】

<普通火災保険・店舗総合保険>

- ・休業損失補償特約

<企業費用・利益総合保険>

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約(食中毒・感染症利益補償特約に自動付帯)

<生産物賠償責任保険・旅館賠償責任保険・セコム安心総合賠償責任保険(店舗特別約款付帯の賠償責任保険)>

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約(食中毒・感染症利益補償特約に自動付帯)

【改定内容（共通）】

改定前（2021年1月以降保険始期契約）（※）	改定後（2021年2月13日改定）																
<p>第1条（用語の定義）</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中 略＞</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症</td> <td>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜以下省略＞</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	＜中 略＞		新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。	＜以下省略＞		<p>第1条（用語の定義）</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中 略＞</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第7項第3号に定める新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜以下省略＞</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	＜中 略＞		新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第7項第3号に定める新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)をいいます。	＜以下省略＞	
用語	定義																
＜中 略＞																	
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。																
＜以下省略＞																	
用語	定義																
＜中 略＞																	
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第7項第3号に定める新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)をいいます。																
＜以下省略＞																	

(※) 次に掲げる特約を付帯した契約のうち、2020年2月1日が保険期間に含まれる契約および2020年2月1日から2020年12月31日までに保険始期を有する契約に適用される「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」に規定する新型コロナウイルス感染症の定義につきましても上記の改定後の定義に読み替えて適用します。

- ・普通火災保険・店舗総合保険の「休業損失補償特約」
- ・企業費用・利益総合保険の「食中毒・感染症利益補償特約」
- ・生産物賠償責任保険・旅館賠償責任保険・セコム安心総合賠償責任保険（店舗特別約款付帯の賠償責任保険）の「食中毒・感染症利益補償特約」

以上